答弁第一六八号平成二十七年四月三日受領

内閣衆質一八九第一六八号

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議 長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員今井雅人君提出安倍総理が自衛隊を「わが軍」と呼称したことに関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員今井雅人君提出安倍総理が自衛隊を「わが軍」と呼称したことに関する質問に対する答弁

書

一から四までについて

置としての「武力の行使」を行う組織であることから、 約を課せられており、 ものと考えられる。 することを主たる任務とし憲法第九条の下で許容される「武力の行使」の要件に該当する場合の自 ものと考えられている。自衛隊は、 国際法上、軍隊とは、一般的に、 お尋ね 通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものであると考えているが、 の菅内閣官房長官の記者会見において、 武力紛争に際して武力を行使することを任務とする国家の組織を指す 憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制 国際法上、 一般的には、 同長官は、このことを含め、 軍隊として取り扱 我が国を防衛 従来の政 われる 「衛の措

府の考え方を述べたものと承知している。